

# FIAT における労使関係についての考察（3）

——産業動員体制下の労資関係——

河野 穰

本稿は1915年5月イタリアの第I次世界大戦への参戦にともなう産業動員体制下における労資関係と、自動車産業、FIAT における労使交渉を考察しようとする。

## I

1914年7月の第I次世界の勃発はイタリア経済における信用、原料供給、製品市場の体系を一時的に混乱させ、8月には FIAT, Itala, S. Giorgio, Lancia は1日の労働時間を5時間に、Diatto は7時間に削減し、さらに FIAT は1日3時間までに削減すると通告せざるをえなかった<sup>(1)</sup>。だが戦時経済への調整は短期間で了わり、1914年から15年にかけての冬季期間中にはほぼすべての失業者が吸収され、工場の労働はフル稼働となる。自動車部門もブームにはいり、イタリアが中立を維持していた期間中にイタリア軍隊へ450台の中型シャシー2,000台のトラック等、何百台という牽引車を供給している<sup>(2)</sup>。

自身が騎兵将校の出身であり、軍当局との関係を緊密にしていたアニェッリは、すでに1912年のリビア戦争で軍需供給の経験を積んでおり、第I次大戦中には軍需品供給者としてますます巨大化することに成功する。乗用車の生産は急減するが、これに代って軍用トラック等の生産は1914年に前年の3倍に、1915年には5倍ちかく、さらに16年にも2倍ちかくと激増する。FIAT はまた飛行機の生産にも乗りだし、FIAT で飛行機生産にたずさわる労働者数は1914年1月の60人から15年5月の1,500人へと増大した<sup>(3)</sup>。最良の機械工、エンジン工が飛行機生産に

FIAT における労使関係についての考察(3)

第1表 FIAT における自動車生産台数

	乗 用 車	ト ラ ッ ク 等
1911年	2,474台	157台
12	2,774	624
13	2,755	496
14	3,236	1,408
15	989	6,657
16	472	12,225
17	1,967	17,217
18	2,238	14,304
19	1,973	10,618

資料 D. La Valle, "Le origini della classe operaia alla FIAT" p. 169

第2表 FIAT の労働者数

年	人
1911	2,335
12	2,529
13	2,749
14	3,093
15	4,252
16	9,410
17	15,439
18	16,104
19	12,709

資料 第1表におなじ, p. 167

ふりむけられた。こうした軍需品の供給とともに1916年にはきわめて経済的なタクシー、1918年には501型という経済車の生産を開始していることが17年からの乗用車の生産回復をもたらしている<sup>(4)</sup>。

この生産の増大はもっぱら労働者の増大と労働時間の延長によって達成されたとみてよい。FIAT の労働者数は1914年の3,000人から16年には9,000人をこえ、さらに18年には16,000人をこえる。他方、労働装備率指数は14年の120（ただし

FIAT における労使関係についての考察(3)

第3表 FIAT における労働装備率指数  
(1902年=100)

年	
1911	166
12	174
13	133
14	120
15	101
16	59
17	76
18	77
19	109

資料 第1表におなじ, p. 175

1902年=100とする) から16年に59までに低下したのである。

いずれにせよ「1915年から1918年の FIAT の歴史はまことに奇跡的なものである。大戦終了時点でトリノのこの企業は、広範な自動車文化関連機器の生産でヨーロッパ第1位の位置をしめることになる<sup>(5)</sup>。」

## II

イタリア国家は第I次大戦への参戦とともに産業動員体制をしく。Iでかんたんにふれた自動車産業, FIAT の生産拡大はこの動員体制と切りはなしがたくむすびついているのである。

産業動員体制とは、「戦争の期間中、戦争に必要とされる供給を保証するため」工場の生産を国家の関与下におこうとするものであって、「戦争状態の期間中、陸軍および海軍に必要な資材の供給を保証するための諸規定、1915年6月26日第993号勅令」を法律的基础としている。この産業動員体制は、生産の確保・増強のための設備の設置、技術の改善の強制措置とならんで、関連工場における従業員の確保、労使関係の安定、労使紛争にともなう生産の中断を絶対的に排除することにも大きなウェイトをおいている。13条から成る第993号勅令は基本的な

### FIAT における労使関係についての考察(3)

方向をあたえるものであって、その具体化は30条から成る施行規則によっている。

まず 993 号勅令と同勅令施行規則が、従業員の確保、労使紛争の排除のためにどのような体系を定めているかをみることから始める。

従業員の規制、争議の回避についての勅令の規定は第 8 条と第19条である。第 8 条は特定工場の従業員を軍法会議の下におくことができると定める。

「戦争が必要とする生産の継続性と発展を保証することが必要な場合、陸軍および海軍の資材を生産する工場の従業員全員または一部を軍法会議のもとにおくと宣言する権限が政府にあたえられる。」(勅令第 8 条)

従業員を軍法会議のもとにおくというこの規定は、命令への最終的な服従を強いることができる。そして第10条は紛争解決機関たる仲裁委員会をおくことを規定している。

「本勅令の適用から生じうるすべての紛争は、3名の仲裁委員の判断に委ねられる。仲裁委員の1名は行政により、1名は企業家により任命され、1名は首相の提案にもとづいて指名される。この会議の決定にたいしてのアピール、提訴、いかなる苦情もみとめられない。」(勅令第10条)

この規定は必ずしも労使関係上の問題に限られるのではないが、施行規則における労使紛争解決の仕組みは、これとは相違する。

施行規則では、戦争遂行に必要な資材を供給する民間工場を「動員」、これを「予備工場」とよぶとし、その従業員を軍法会議のもとにおくとしている(施行規則第13条および第15条)。ここまでは勅令とおなじである。ただし施行規則は、予備工場における従業員の安定確保、規律の維持、労使関係安定のための体系をさらにくわしく定めている。この体系のかなめの位置におかれるのが州および中央産業動員委員会である。施行規則第 2 条と第 3 条は州産業動員委員会と中央産業動員委員会の構成をつぎのように定める。

「州産業動員委員会は7名で、構成される。

将官、または陸軍もしくは海軍の高官 1 — 議長をつとめる。

資材にたいし特別の権限をもつ非軍人 2

### FIAT における労使関係についての考察(3)

企業家のあいだから選ばれた者 2

労働者のあいだから選ばれた者 2」(施行規則第2条)

「中央産業動員委員会は9名で構成される。

武器・調達庁次官——議長をつとめる。

陸軍の将軍

海軍大将または海軍の将軍 1,

総理府参事官 1,

大蔵省官吏 1,

行政外にあって、資材に特別の権限をもつ者 4,

内務省、戦争省、海運省、大蔵省各大臣の提案にもとづいて、全員が勅令をもって任命される。」(施行規則第3条)

ここでわかるように、州レベルの産業動員委員会には労働者代表2、企業主代表2がくわわっているのにならして、中央の産業動員委員会には労使の代表がふくまれていない。ただし州レベルの委員会における労働者代表は、企業家の代表とともに決定にくわわる権利をもたない。

「企業家および労働者の代表4名は単なる諮問の投票権をもつだけである。」(施行規則第2条)

この州動員委員会は

「予備工場に関し、1915年6月26日付第993号勅令および本施行規則の適用、ならびに各省が制定するその他の規定すべてを施行する決定機関であり、執行機関」(施行規則第4条)

であって、規律の監視から従業員の安定確保、紛争の調停、仲裁などにわたる権限が列挙されている。

「工場を予備工場と宣言する命令は、管理上・技術上・作業上の状態をすこしも変えるものでない。」(施行規則第23条)

のだが、規律の監視については

「州委員会は、いかなる方式でも工場自体の自由かつ正当な機能を妨害しない条件で、予備工場にたいし、規律上、技術上の監視をおこない、必要と考えるすべての情報を求め、得る権利を有する。」(施行規則第4条)

### FIAT における労使関係についての考察(3)

施行規則の第20条は、予備工場の従業員の安定確保のためにこう定めている。

「従業員の離職、解雇、予備工場間の異動は、州委員会の書面による承認の後でなければ、おこなうことができない。この承認にたいしては訴えることができない。

他州の工場間の従業員の異動は、関係するふたつの州委員会の合意がないばあいにはおこなうことができない。合意がえられないときは中央の委員会が決定する。」(施行規則第20条)

この動員体制のもとで労働条件の改善を求める要求が可能なのか否かについては、施行規則は、現行の労働契約を戦争終結後まで延期するとうたいながらも、例外・修正をみとめている。

「企業家と従業員のあいだの現行の労働契約は、適当と判断された、また本規則の定めるところにより州委員会との合意をえて確定された例外および修正を除き、有効期限がいつであれ、戦争終結後の3カ月まで延期される。」(施行規則第24条)

ただしこの問題をめぐっての争議行為は断固として排除する。いっさいの紛争は州動員委員会にまわされ、ここで和解の努力がおこなわれ、和解がえられないときは州動員委員会が決定をくだす。

「企業家と従業員のあいだに生じうる規範上および経済上のすべての紛争は、直ちに、賃金台帳を閲覧する権限をもつ州委員会にまわされる。委員会は速かに、口頭の論議をもって、和解につとめ、和解がえられれば、議事録をまとめ、関係者が署名をして、戦争省に通知する。和解が成立しないとき、委員会はただちに同問題について決定をなし、4日以内に王國国防省警察(carabinieri)をとおして命令を関係者に通知する。」(施行規則第6条)

州動員委員会の決定に不満があるばあいは、中央動員委員会に提訴することができる。

「この命令にたいしては、通知のあった日から5日以内に(州委員会をとおして)中央動員委員会に訴えることだけが認められる。

命令は暫定的に執行され、訴えは命令の執行を中断しない。」(施行規則第6条)

中央動員委員会は提訴にたいしてただちに決定をくだす。

「本施行規則第6条が適用される企業主と従業員のあいだの紛争について、中央動員委員会はただちに決定をなし、その判断にたいしては第11条の規定を除いて異議を申し

## FIAT における労使関係についての考察(3)

たてることができない。」(施行規則第10条)

労使双方は中央動員会の決定に無条件でしたがうのだが、イタリア国家はこの決定になお関与する余地をのこしておく。

「戦争省は、権限を有する他省の見解をきいて、州動員委員会および中央動員委員会の決定が、法律、規則、公共の秩序に反すると判断するときは、同決定を無効にする権限を有する。」(施行規則第11条)

予備工場にたいする動員委員会の関与は以上のとうりだが、予備工場の通常の従業員とはやや性格の異なる労働者がここには配置される。

「予備工場での生産を増加させるため、州委員会は各省にたいし、本来なら軍役にっている労働者をも予備工場に配置する適切な方策を提案する。」(施行規則第25条)

これらの労働者は同時に軍人でもあって、軍人労働者 (*operai militari*) とよばれ、一般の労働者とは異なる範疇である。

「軍役にとどまる労働者は、軍事工場に属する兵士と同じ処遇をうける。これらの労働者は、規律上、管理上、軍の部隊に、それがいないときは王国国防省警察署に統合される。

予備工場は、これらの労働者に、彼らの職業と能力にしたがって、非軍人労働者と同じ額の報酬を、したがって、賃率、出来高、補助的な給付のすべてを支払う。賃率は政府に支払われ、出来高と補助的な給付は労働者に支払われる。」(施行規則第25条)

これらの軍人労働者の規律の監視のために、軍は将校を予備工場に派遣する。

「各軍管区の司令官は、将校の命令下にある部門に、各予備工場の軍人化された従業員の規律を監視すべき者を任命する。軍管区がないばあい、この監視は王国国防省警察の地方署の指揮官に付託しうる。」(施行規則第22条)

予備工場にはまた、軍人労働者とは範疇の異なる他の労働者も存在した。

「これらの軍人は、可能な限度内で、一時期……軍役の実務から免除される。」(施行規則第25条)

一時的に軍役を免除された労働者は、免除をいつ取消されるかわからないという不安定な状況の故に、一般の労働者とは区分される。

### FIAT における労使関係についての考察(3)

以上が産業動員体制の法律的な枠であるが、この勅令と施行規則を基礎にして1915年9月から産業動員委員会が機能を始める。トリノでは委員会の設置時点で17工場が動員されたが、16年3月には135工場、傘下労働者52,157人に増え<sup>(6)</sup>、1918年秋のピエモンテでは371工場、180,000人が動員されている<sup>(7)</sup>。予備工場と宣言された工場は金属、せんい、化学、皮革部門に集中している。

なお予備工場における労働者のうち軍人労働者は、全国でならして17%、一時的軍役免除者19%をしめていたという。男子労働者は33%、婦人労働者22%、年少労働者は6.5%である<sup>(8)</sup>。

### Ⅲ

産業動員体制にたいするイタリアの企業主の基本的態度はどのようなものであったのか。戦争が焦眉の急となっていたころ工業家総同盟は政府に一連の要望を提出したが、そこで要望していることは、私的努力とイニシアティブを補完して国民経済活動の持続性を保証すること、工業に関する問題、国民生産の組織化をとりあつかう常設の諮問機関を農商工務省におくこと、軍事工場だけでなく、他の工業においても、技術上・経営上の専門家の活動が中断するのを妨ぐため、必要不可欠な範囲で労働を保持すること、企業家協会を通ずるなり、国の直接かつ補完的な関与を通じて原・燃料の必要な供給を保証すること、等々である<sup>(9)</sup>。ここには戦時経済にたいする国家の積極的な関与を望む意志が明確である。ただし労使関係についての直接の言及はない。

トリノの工業家レーガは工業家総同盟の提唱を支持したうえで、さらに、余人もって替えがたい技術者、不可欠な管理者について軍役を免除する必要があるとし、仕事が縮小するときは解雇を避けて労働時間を短縮し、逆に仕事が増大するときは労働時間の延長より新規従業員を採用するようにしようとする加盟企業、労働者によびかけ、軍役にとられた家族を優先的に採用し、兵役にある労働者の家族を援助し、動員された職員のポストと報酬を維持するよう訴えている<sup>(10)</sup>。労使相協力して戦時体制にあたらうというよびかけである。



### FIAT における労使関係についての考察(3)

工業レーガの書記として企業家陣営の先頭になっていたG. オリベッティは労使関係について思いをめぐらしている。オリベッティはイギリスの動員体制と労使関係に懸念を表明しているが、それはイタリアの問題そのものでもある。

「産業動員にすすもうとするとき、産業活動の増強と平行してただちに賃金の引上げ、時間短縮、あらゆる種類の譲歩を要求する労働組合家のギルド的精神と衝突する(オリベッティは、とくにドイツの産業と比較してイギリスのいくつかの産業部門の衰微のどのていどの部分が労働者の退行に帰因しているのかと問うている)。……労使関係はもはや存在せず、労使と国家との関係があるだけなのだから、ストライキを禁止すること、労働紛争の義務的仲裁を定めることが必要であり、企業家の動員だけでなく労働力の動員も必要である。戦時期には企業家の機能は公的機能になったのであって、公法上の規定により規制されるべきである。」

つまり戦時においては「産業を軍事生産に適合させるために、産業を十分な権限をもった中央集権的組織のもとにおくことが必要である。競争という刺激のもとでこそ生産過程が改良され、もっとも経済的なものになるのだから、われわれが平時には、なによりも産業の自由が完全かつ全面的にみとめられるべきだと支持していても、なおかつこれは必要な犠牲である。そしてそれは設備と労働力の規律の集中化をも意味する。」<sup>(1)</sup>

これが企業家の側の産業動員体制にたいする代表的認識と態度である。戦時とはいえ、それは自由主義国家体制に深刻な修正をもたらそうとするものである。

これにたいして、産業動員体制にたいする FIOM の基本的態度はどのようなものだったのか、また FIOM はどのような点を問題にし、どのような点をめぐって論議をおこなったのか。労働者運動の全体には、参戦を積極的に評価する推力、参戦反対の立場を延長して動員体制に抵抗の姿勢をつらぬこうとする推力、動員体制のなかで労働条件の維持改善をはかろうとする推力、動員体制への抵抗を必ずしも自覚していないが行動の爆発がこの体制とはげしく衝突する推力など、さまざまな推力が並存していた。それぞれの推力のあいだの力関係は当然戦争の継続とともに変化するのだが、ここでは各推力の動向をトレースしようとはしていない。

参戦に反対していた態度とも関連して FIOM も一方では産業動員体制がしかれようとすることに批判的な態度をもっていた。1915年9月2日付 *Metallurgico*

### FIAT における労使関係についての考察(3)

は、当時すでに論議されていた同体制に関し

「企業主のあいだで協同組合を設立する、工場を軍事化するという脅迫、年少者と婦人のあいだから従業員を募集するのは……生産の増大に役立たない。……工場の軍事化は、民間工業の生産を、生産の水準がいちじるしく低いところにある国家兵器工場に平準化するだけであろう。」<sup>(12)</sup>

とのべている。また15年6月26日付 *Metallurgico* は *Italo-Ginevrina* 工場が軍事化を阻止したことを評価する記事をのせている。

「ストライキの調停によって、すべての労働者に打撃をあたえずにおかない工場の軍事化を脅迫する適用が避けられた。」<sup>(13)</sup>

しかし他方では *FIOM* は *B.フォッツィ*、*M.グアルニエーリ*らの指導により現実主義的な路線をたどってきており、「論議の対象にならない上からの必要にたいしては、頭を低くしていなければならない<sup>(14)</sup>」、「われわれには戦争を阻止することは不可能であったし、その結果を阻止すると考えるのは子供じみており馬鹿げていたろう<sup>(15)</sup>」という基本認識にたつて、産業動員の準備に積極的にくわわり、産業動員体制のなかで労働条件の維持、改善をはかろうとする。*FIOM* のこの方向は *CGI* の態度とも差があった。*M.アブラーテ*はそれをつぎのようにのべている。

「*CGI*が1915年の初秋まで、ひきつづき、実際にはすでに克服されていた失業問題を論議し、同時に戦時期の社会問題、生活必需品の高騰、戦時超過利潤、関連課税などの大きなテーマをもちこんでいた一方、*FIOM*は労働需要の回復にも急速に影響され、活発に産業動員の準備にくわわり、『プロレタリアートは産業動員の犠牲だけをうけることはできないこと』を知らせた。こうして*フォッツィ*はのちに『動員規則の作成にあたり企業主だけが意見を求められたということについて、われわれの声が聴きいれられなかったとは言えない』とすることができたのである。」<sup>(16)</sup>

*P.スプリアーノ*もまた、*FIOM*の「企業主との顕著な協働を形成しようとする」「全般的な方向においても、組合慣行においても明確に独立の立場」が、社会党の支部と対立するケースにも事欠かなかったとしている<sup>(17)</sup>。

こうして *FIOM* は

### FIAT における労使関係についての考察(3)

「企業家たちは、『産業動員』の機能のために政府が定めた規定を歎いてはいないし、歎く理由もない。彼らの利益はあまりにも効果的に救済されている。」<sup>(18)</sup>

としながら、他方では

「州（産業動員）委員会の構成は、労働者と企業主に関係する論議がなされるときに、われわれの考えも評価させうようになっている。州産業動員委員会の諮問メンバーには、中央産業動員委員会によって、わが FIOM の組合員が任命された。わが FIOM の書記はトリノとミラノの委員会にくわっており、したがって各組織が提出した要求を支持することができる。

それでも、いくつかの紛争で委員会のメンバーがわれわれの要求に不利な見解を発表することもある。しかしこのようなばあい、中央の委員会に提訴することが許されるし各組織が明らかに現実的な理由をもつときは、世論をうごかし、企業家、委員会そのものに効果的な圧力をかける適当な手段もある。」<sup>(19)</sup>

と産業動員体制への判断をもつ。この文章にある州動員委員会への FIOM からの参加はロンバルディア州委員会へブオッツィ、フェルケロ、ピエモンテ州へコロンビーノ、リグリア州へアンチッロッチェ、エミリア州、およびヴェーネト州へフレンギ、中央イタリアヘディ・ディーオである。南部イタリアと島嶼部の委員会へは FIOM の代表はくわっていない。

それにもかかわらず、FIOM からみても産業動員体制には不満があり、またこの体制からはさまざまな問題が生じる。Metallurgico 紙はたびたび問題を指摘していたし、1916年6月に開催された FIOM の集会も、動員体制がもたらす問題に大きな比重をさき、決議のなかで、動員委員会にくわっている労働者代表の集会を開催をきめている。集会の1カ月後にひらかれたこの集りがまとめ、ダッローリオ次官に提出した要求書のなかにも、産業動員体制における労働者側の問題点がまとめられている。それらの場で指摘されているのは、中央産業動員委員会への労働者代表の参加、労働条件改善のための要求行動、労働規律監視と将校、出来高価格の引下げ、超過労働時間の増大、離職者への罰則、軍人労働者の処遇、軍役免除の問題等である。

## FIAT における労使関係についての考察(3)

### 中央動員委員会への労働者代表の参加

FIOM が問題とするひとつは、すでにのべたように州動員委員会に労働者代表のポストが確保されているのに、中央動員委員会にそれが確保されていないことである。FIOM がダッローリオ次官に提出した要求書のなかに、

「中央動員委員会に労働者の代表にポストがあたえられるべきだと要求する。」<sup>(20)</sup>と明記されている。ただし、この問題が現実の労資関係の展開のなかで大きな争点になったことはないようである。

### 労働条件改善のための要求行動

労働条件の改善を求める要求が可能なのか否かについては、すでに、施行規則が原則的に現行労働協約を戦後まで延長するとしつつも、例外をみとめているとのべたが、この規定の原則と例外のいずれに力点がおかれるかは、現実の労使関係のなかで確定される。FIOM は例外がみとめられていることを積極的に主張した。1915年12月6日付 *Metallurgico* は

「予備工場と宣言され、したがって勅令が適用される工場に働らく同志たちの規則について、勅令は、彼らが不当に処遇されていると信じたときに不平を言うこと、不十分にしか支払われていないと考えたときによりよい条件を要望することを妨げるのだと、誤まって信じないように、もっとも基本的な説明をおこなおうとするものである。」

とし、まず施行規則についての報告のなかのズッペリ相の発言を引用する。

産業動員機関の目的は「非軍人労働者であれ、軍人労働者であれ、労働者に公平な処遇を保証すること、また労働者が権利の損害をうけたと考えるときは、わずかの労働の中断もみとめないが、異議を訴える権利を保証することである。」

*Metallurgico* はさらに10月24日付のダッローリオ次官の通達

「労働者についていえば、この特殊な軍事化が政府のその他の目的、他の狙いをかくしているのだとか、また労働者の運動や組織の機能に足枷をはめうるのだという恐れは、馬鹿げているとは言わないが、まったく根拠がない」

戦後3カ月までの延長は「實際上、従業員が要求しうる修正や改善の可能性を排除しない。」

### FIAT における労使関係についての考察(3)

を引用し、こう結論づけている。

「したがって勅令は労働者が適当だと考える経済的・規範的性格のすべての要求を提出する権利を禁じていない。組織が要求書を企業家に直接提出することは自由であり、紛争を解決するための交渉、協定を修正するための交渉、まだ協定のない工場に新しい協定をつくりだすための交渉も自由である。それぞれの組織に援助される労働者と企業家のあいだの合意がえられないときにのみ、紛争は州（産業動員）委員会に付託される。」<sup>(21)</sup>

#### 労働規律監視と将校

予備工場における労働者の規律維持に将校が介入することも大きな問題となった。労働者側の主張は、将校がきわめて苛酷な処罰を課しているが、規律の維持については従来どうり職制が工場内部規則にしたがってこれを監視すべきだというものである。1916年6月8日付 *Avanti* はつぎのような記事をのせている。

「監視将校は予備工場を、強制労働をともなった留置場に変えた。ダンテ通りの工場（FIAT-Centro）を労働者は正当にもポルトロンゴーネと命名した。抵抗し、論議することを許されている人々にも、投獄の脅迫が相対している。」<sup>(22)</sup>

同年7月18日付 *Metallurgico* はおなじ問題をさらに包括的にとりあげている。

「予備工場における規律についてはさまざまな通達が発せられているが、その指示は絶えず悪く適用されている。通達は公正と節度についての適切な勧めをくり返しおこなっているが、なにも考慮されていない。規律についての定めは、不法にも、工場の監視にあたっている将校の恣意にまったくまかされている。各労働者に規律が欠けているという確認は、以前のように職制がこれをおこない、必要があるとおもえば、工場内部規則にしたがい、そこに定められている規定上の罰金を適用しうるはずである。ところが職制は将校に伝えるだけ、将校は工場内部規則をまもることなどには気をつかわず、自己の基準にしたがって罰金を課す。こうして罰金が異常な多さで、しかも額の面からもいちじるしく誇大化されて適用されている。罰金の安易な適用にくわえて、将校が工場の生活を正確に知っていたら、罰とは考えられないような罰のために、10日間、15日間の投獄を伴う懲罰があまりにもしばしば適用されているのである。間違っているか正しいかは別として、労働者が正しくないと考えた賃金の低下に不平を言い、抗議するのに懲罰を課すことを、だれが正しいとみとめられるだろうか。おなじ理由で不平を言う労働者を罰するのに、どのような懲罰が適当かをきめるあいだその労働者を10日以上も

### FIAT における労使関係についての考察(3)

停職させ、ついで15日間投獄したのちに解雇するというのを耐えられるだろうか？／したがってさまざまな通達中にちらばっている規律についての規定をすべて集め、正しく適用させ、あまりに厳しいとおもわれる規定をみなおし、修正することが必要である。／工場内部規則に定められた規律の規定を忘れるべきでない。そして将校は、労働者と上位者のあいだに生ずる個々の紛争に、調停活動をのぞいて、介入すべきでない。』<sup>(23)</sup>

こうした FIOM の主張にたいし、政府の側も1915年11月5日の通達、1916年8月30日の通達等でくりかえし、工場の内務業務規則、罰金、停職、解雇等に関する規定はいぜん有効であり、軍事裁判は、規律の欠除が上の手段で十分に罰せられないようなケースに適用されるべきことをつたえている。

通達はまた、監視将校は経済的諸問題、罰金の決定、賃金の改善、作業命令等のように、自己の権限にまったく無関係で余計な事実や事柄に介入すべきでないとのべている<sup>(24)</sup>。

#### 出来高価格の引下げ

出来高価格の引下げも、労働者と職制のあいだで絶えず紛争をひきおこしていた。これは動員体制、将校の監視、生産の増大といった状況のなかで企業主が攻勢にでた結果であるが、出来高価格が引下げられたので、出来高労働を拒否した労働者に将校が介入して罰則を課すようなケースもあった。Metallurgico はイギリスの法律を引用して、仕事に変更がないかぎり出来高価格を変更しないよう求めている。

「大臣は、新しい仕事の問題になっているときでもないのに、企業主の絶対的恣意で出来高価格を引下げのをひきつづき認めているよいと、信じているのか。

つぎの規定はイギリスの法律にみられるものであるが、これに類似した規定を動員令にとりいれるよう望むのは過大な要求ではないとおもう。

『どこでも労働組合の最低賃金は支払われねばならない。多くの地区では戦争手当が等しく支払われねばならない。ひとたび確定された出来高価格は、労働者の稼得がどのようなものであれ、仕事になんらかの変更があるまで、使用者によって引下げられてはならない。』<sup>(25)</sup>

こうした紛争の頻発と FIOM の要求にたいして、武器・軍需省次官も、出来

### FIAT における労使関係についての考察(3)

高価格と超過勤務の割増の問題をあつかう労働者代表5人、企業家代表5人で構成される特別委員会を指名し、サルディーニ技師を議長に委任した。この特別委員会には FIOM の書記ブオッツィ、コロンビーノ、ジェノヴァの委員会のアンチロッチェ、ローマの委員会のディ・ディーオが関わっている。特別委員会の出した結論は、生産の制度として定着している作業についての出来高価格は変更されるべきでなく、労働者には何の制限もなく出来高価格のすべてが支払われるべきだ、というものである。そして生産の新しい制度ができあがったとき、また既存の出来高価格紛争が生じたとき、新しい出来高価格は従業員と使用主のあいだの共通の合意で確定すべきこと、合意がえられないときには州動員委員会の判断に委ね、州委員会は必要があれば特に権限ある人物の意見をきくべきことが提案された<sup>(26)</sup>。

#### 超過労働時間の増大

戦時需要の増大とともに、労働時間の確保が企業主にとって重要となる。1913年の FIOM—自動車工場協会の協定は、合意へのプロセスからも理解できるように、企業主の意向がすくよくよく反映しており、労働者を超過労働に就業させることに不安があったわけではない。それにもかかわらず、超過労働へのいっそう安定した就業を確保するため FIAT は、1915年1月、超過労働の割増率を75%にすることを従業員ととりきめている。FIAT のうちだしたこの方針はⅣでみるように1916年初頭の FIOM—自動車工場協会の協定にもひきつがれている。

こうして「労働者はつねに14時間、16時間というきわめて長い労働時間に悩まされた。」<sup>(27)</sup>これにたいする労働者の不満もつよく、1915年9月2日付 Metallurgico はこの不満を軽減すべき FIOM の努力をこうのべている。

「他の重要な問題は超過労働時間の問題であって、いくつかの工場では、やっこのことで耐えられない状況を軽減することに成功した。支部は、生産の必要と両立させつつ、過度の努力を労働者に義務づけないよう絶えず努力している。超過労働にたいする補償の問題がさまざまに生じているので、支部は自動車工場協会に問題を討議するよう要求したいと考えている。」<sup>(28)</sup>

### FIAT における労使関係についての考察(3)

ところがこうした要望とは反対に1916年3月18日 FIAT の経営は、労働を休日へ延長する特別の許可を中央産業動員委員会からえて、従業員の多数に労働の義務の拡大を課した<sup>(29)</sup>。これにたいする労働者の不満もつよく、Avanti 紙上にのせられた FIAT 労働者の書簡は「労働者は機械ではない。どの週も14時間働いている」<sup>(30)</sup>とあり、産業動員委員会にたいし「FIAT ではすでに週70労働時間が義務である」のだが、「ほぼ全員が75時間からそれ以上の労働をしている」<sup>(31)</sup>と訴えている。

「1916年3月29日に FIAT の労働者が開催した集りは、アネッリ、経営側のみならず、労組指導者にたいする抗議の大集会に転化した」<sup>(32)</sup> という。

このような超過労働をめぐる紛争は戦時経済下で絶えまなくくり返された。

### 離職者への罰則

戦時需要による経済の拡大は労働異動の活発化をもたらす。トリノへも近隣から、ピエモンテの各県から、トスカーナから、ヴェーネトから労働者が移入してきた。予備工場の労働者にとってもこの時期には有利な労働異動の機会が少なくなかった。だが産業動員体制は、すでにのべたように、予備工場の労働力を安定的に維持するため予備工場間の労働異動をきびしく抑制した。

FIOM はこの異動の抑制に不満を表明する。

「イタリア国家がイギリスにおけるように企業家の利潤を10%に制限することを定めたのだったら、国家が労働者の稼得をも制限するよう介入することも理解できるし、正当化されるだろう。だがイタリアでは『産業動員』令は、企業家が望むものを稼得することを完全に自由にしており、労働者にはおなじ権利を否定し、労働者がそれを平等に行使しようと望むと重く罰せられる。」「戦争のはじめから活発におこなわれた労働者への求人、ある工場から他工場へ移ることによって、労働者の賃金をいちじるしく改善しえたはずである。政府は生産と工場組織の規則正しさに配慮し、動員令をもってこの異動を妨げようと考えた。こうして、ある工場で1時間50チェンテージモで働いている労働者は、80チェンテージを払う用意のある他の企業家の申しいでをうけられることができないし、自分の使用主に賃金の正当な引上げを主張することもできない。」<sup>(33)</sup>

「より多くの報酬をえる可能性をもつ労働者が自由に離職できないのは、たしかに重



### FIAT における労使関係についての考察(3)

大なる不都合である。このことは不当にも、非常にしばしば、より低い賃金の支払いに固執する企業家を助けている。」<sup>(34)</sup>

ただし産業動員令は、定められている同意をあらかじめ得ずに工場を離職した労働者にどのような処置をとることができるかに言及していないので、各州動員委員会がこの問題に個別に対応した。ある州委員会はその実務を国防省警察に委ね、同司令官は、重大なケースでは、誤まって離職した労働者にたいし自己のポストにもどるよう命じている。また州委員会が、予備工場から他の予備工場に移った労働者に、さいしょのポストにもどるよう警告することもある。一般に州委員会は労働異動に同意をあたえるのに厳しかったという。

動員体制の定める手続きをへない労働異動にたいしてはさらに厳しい処置もとられた。職場放棄を理由として軍事法廷へ送られ、起訴されることもある。この罰則はかなり重く、Metallurgicoによると「容易に罰則を課すが、15日または20日間の投獄をこえないオーストリア方式とは比較することもできなかった」<sup>(35)</sup>。企業主はまた規律の欠除を理由に当該労働者を解雇する。そして規律の欠除により解雇された労働者は予備工場です仕事につくことができないと定められているので当該労働者は重要な工場では就業できないわけである。したがって FIOM は、

イギリスの法律の規定は、「労働を放棄した労働者は料りに処する。他所で働こうとして使用主の同意なしに労働を放棄した労働者はその後6週間のあいだ他のいかなる使用主によっても雇われてはならない。」<sup>(36)</sup>

というものであり、イタリアの処置もこのていどにすべきであると主張している。

「州委員会の正規の同意をえずに工場をやめた労働者に課される重刑に権限ある当局の注意を求める一方、このような同意をえなかった場合には、いくつかの外国でおこなわれているように何週間かの停職という懲罰で十分である。」<sup>(37)</sup>

### 軍人労働者および軍役免除者の処遇

軍人労働者および軍役免除者の処遇をめぐる大きな論議がおこなわれた。自動車産業からはややはなれるが、まず1915年9月2日付 Metallurgico が報じ

### FIAT における労使関係についての考察(3)

ているモンツアの Meccanica Lombarda 社の紛争をみておこう。Metallurgico は要旨こうったえている。

1915年6月末、S.A. Meccanica Lombarda 社の軍人化された金属労働者と、同社経営とのあいだに重要な紛争が生じた。軍人化された機械工は、組織をとおして、超過労働にたいし合意により定められた割増をひきつづき支払うよう要求した。会社は、軍人化された労働者は軍事規則のもとにおかれるのであって、他の労働規則は関係がないと主張し、労働者の要求をききいれなかった。

ここで言う「軍人化された」機械工とは、「一時的に軍役を免許された」機械工のようである。労働者たちはカーメラ・デル・ラヴォーロ等に彼らの要求を訴え、カーメラ・デル・ラヴォーロは7月13日労働事務所に書簡を送ってこの紛争を報告した。

「……労働のため一時的に軍役を免除されている労働者が工場内部規則や労働協定の諸規定下にあるべきではなく、その結果、共に働いている多数の他の労働者と比較して絶対的に公正でない不平等な取扱いをうけるべきなのか、われわれは理解することができない。

工場が軍事化されたのなら、労働者の労働が直接、国家のためであるなら、まだ理解することができる。しかし、会社が軍事供給をするのであっても、労働が一私企業のためになされるときには、労働協定はすべての労働者に効力をもつべきであるように思われる。

戦争省はいまだに回答をしていない。それ故われわれは、尊敬すべき労働事務所が、技術上その、特有な権限に属するこの問題に関心をよせ、異議を申したてられた戦争省により労働者の正当な権利が承認されるよう配慮されるよう希望する。」<sup>(36)</sup>

8月17日には労働事務所からカーメラ・デル・ラヴォーロの書記に回答がよせられる。労働事務所は、軍人化された従業員にも協定を適用すべきだという考えを採るものであり、戦争省がこれまでに明らかにした意見から判断しても戦争省と見解の相違はないだろうとしている。

「戦争省がこの問題について表明した見解のなかで 上記の勅令は企業と従業員労働者のあいだで結ばれた賃金制度を変えることを意図していないのだから、軍役免除者は軍当局の取扱下であり、軍法下にあると宣言される一方、彼らは戦争省・海軍省予算における手当をうける権利をもっていない（第5条）ことも同様に真実であり、関係者は

### FIAT における労使関係についての考察(3)

それぞれの労働契約によって定められた給与をひきつづき得ると考えてよいことが、承認されているのである。

したがって同社が、……協定された超過労働賃金を問題の労働者に支給するのに反対することは不公正だと考えねばならないだろう。」<sup>(39)</sup>

以上は超過労働手当をめぐる紛争であるが、1915年11月5日の通達815号は、軍人労働者にたいし超過労働の割増もふくめ、非軍人労働者と同じ賃金額が支払われるべきことを確認している。

「工業工場は軍人労働者の非出来高、出来高による作業にたいし、それぞれの工場に属するすべての非軍人労働者とおなじように彼らの職業、職業能力にしたがって、非軍人労働者と同じ額で賃金を払わなければならない。」<sup>(40)</sup>

軍役を免除され労働者は非軍人として処遇されるべきで、報酬の全額が彼らに属し、間係工場により全額が直接彼らに支給されねばならない。このように、彼らは求められる超過労働をすることを義務とするが、労働者のための諸規則および協定中に定められている割増給付をうけとる権利をもつ。

同通達はさらに一時的な免除をみとめられなかった軍人労働者に属すべき報酬については以下のことが遵守されるべきであるとしている。

① 出来高収入、超過労働と夜間労働の報酬による収入部分は、工場から直接関係者に支払われる。

② これにたいし非出来高の日額賃金部分は、15日ごとに工場から、同軍人が統合されている部隊の司令官に払いこまれねばならない。

③ 各司令官は、関係労働者に、第4号の定める彼らの給与を支払い、超過部分を金庫に払いこまねばならない。関係省はそれを保持し、処置する。

③に定める軍人労働者に支払われる非出来高報酬は、国家工場と同様の業務にたずさわっている軍人が稼得する報酬に一致しなければならない。

軍役を免除されている労働者の地位が不安定であったということはすでにのべたが、事実、「軍役を免除されている労働者には、規律を侵害したばあいに免除の取消し、前線送還、あるいは鍛錬会への派遣という絶えまない脅迫がのしかかっ

### FIAT における労使関係についての考察(3)

た。』<sup>(41)</sup> こうした脅迫が、監視将校、職制によって利用されることが多いのにたいし、FIOM は軍役免除の権限を州動員委員会にあたえること、免除の取消しも同委員会のみが権限をもつべきことを一貫して主張していた。そして1916年11月の *Metallurgico* は免除をあたる権限を州委員会がもつべきだとの主張を戦争省がうけいれたとつたえている。

「工場で働らく全軍人労働者を無差別に免除する権限を州委員会にあたえるべきだというわれわれの要求を次官はききいれた。次官のあたえた定めによれば、州委員会は免除のために、召集時期に工場内で働いていたすべての軍人労働者、および連隊からやってきたが軍役に召集される前にすでに働いていた地域、家族または何らかの親せきが住んでいる地域で働らくよう命じられていた他のすべての軍人労働者の制服を脱がさねばならない。

軍服を脱いだこれらの軍人労働者はオレンジ色の書類をわたされ、これにより『非軍服の着用と兵営外での生活を承認される』。青色の書類をもっている免除者たちがつて、彼らはいぜんとして兵士であり、非軍服を着ているがそれぞれの軍団に統合されている。軍服を脱ぐとともに（軍の——引用者）手当と控除の支払いもおわる。

軍服を脱ぐ権利は、家族から離れた地域で働くよう『命令』された労働者軍人にも、親せきからの助力なしに自分の稼得する賃金で生活できることを条件に、拡大される。これらの軍人は自分の属する州の動員委員会に請求しなければならない。この請求は、企業家および工場の監視についている将校の『同意』をえなければならない。』<sup>(42)(43)</sup>

## IV

産業動員体制下において労働協約、協定等の更新をめぐる交渉が可能であるのか否かをめぐる論議についてはすでにⅢでふれたが、産業動員体制下の労使交渉の展開を自動車産業にみてみよう。自動車産業における協定は1916年の1月と1918年4月に更新されている。FIOM と自動車工場協会のあいだの1913年の協定の有効期間は15年12月31日までであるが、FIAT は15年1月超過労働の安定的確保のために超過労働の割増を75%にするとりきめをむすんだことはすでにのべた。1915年も夏をすぎると、FIOM—自動車工場協会の協定の更新が問題となる。自動車工場のFIOM 加盟労働者がこの問題で集会をもったのは9月25日の

### FIAT における労使関係についての考察(3)

ことである。この集会でプロッツィが提唱した方向はかなり慎重である。

「プロッツィは、通常の時ならば金属支部の指導評議会は躊躇なしに、1911年にすでに獲得し、1913年の協定で企業家が一部分だけ譲歩した利点を断固再獲得することを望んで、現行の協定を解消するよう提案するであろうが、戦時下で産業の生産がおこなわれている特殊条件を考慮にいれねばならず、指導評議会は公平と正義の理由から緊急に課されていると考える改善と改良の導入によって協定を更新するため企業家と交渉するよう集会に提案するのが適切だと考えた、とのべた。」

「トリノの組織は十分に強力で、いかなる闘いもおこなうことができるのだから、ある人々には過度と思われるかもしれない慎重さで、指導評議会は協定の更新を戦争終結まで延ばすこと、つまり、この非常時を利用して行動を準備したという口実を労働者組織の通常の敵にあたえないことが適当と考えたのだ、とプロッツィはのべた。」<sup>(44)</sup>

プロッツィ書記の報告後、さまざまな工場の多くの労働者が発言、組織の指導者の表明した基準を承認することを表明し、さいごに満場一致、以下の決議を採択した。

「FIOM トリノ支部の集会は、1913年自動車工場協会と締結した協定の期限ぎれについて、またその補完的な改訂に反対のばあいには期限切れ3カ月前に解約を通知する義務について、討議すべく集まり、

きわめて重要な根本的理由と、勤労者階級の生活条件そのものが戦争の経済的波及によりいっそう不自由になっており、現行の協定を適切に改善することが不可欠だと考え、自動車工場協会が協定更新の交渉にはいり、適切な修正をおこなう用意があるか否かを知るため、同協会に質問することを指導評議会に委任することを決定する。」<sup>(45)</sup>

この決議は、集会で表明されたいくつかの考えとともに自動車工場協会に通知され、同協会は9月30日交渉をうけいれるという回答書簡をよせた。

その後3カ月あまり交渉がつづいた後、1913年の協定に以下のような修正がもたらされることになった。

修正協定では、労働時間が55時間に短縮され、しかも土曜日午後の労働がなくなったことがめだっている。この英国風土曜日の実現は1911年に実現され、その後労働者運動内部の対立と混乱により撤回されたものである。

「第4条 通常の労働時間を55時間とし、月曜日から金曜日までを10時間、土曜日を5時間と分割する。」

### FIAT における労使関係についての考察(3)

だが戦時経済が拡大している状況のなかで企業側の側が労働時間を短縮しただけにおわらせることもできないのであって、修正された協定では超過労働時間の確保に十分な配りょが払われられている。

「第4条第3項、労働時間が延長されたとき、正当な理由があるばあいをのぞいて仕事を拒否できない。しかし超過労働は、各労働者、1週10時間をこえることはできず、緊急かつ延期しえないばあいをのぞいて土曜日の午後におこなわない。」

「第4条第6項、週休にかんする法律にふくまれない祝日の労働は義務である。」

経過措置、戦争の継続中、超過労働時間数は第4条に定めるところよりも5時間増大することができる。」

そして超過労働の割増は鷹揚にふるまわれている。

「第4条第5項、月曜日と土曜日をのぞいて、日々の超過労働のさいしょの2時間は25%の割増、それ以後は夜間もふくめて75%の割増とする。月曜日 の超過労働、土曜日のさいしょの5時間は50%の割増、それ以後は75%の割増とする。」

「第4条第6項……祝日の労働は……午前中25%、午後は75%の割増とする。」<sup>(46)</sup>

「土曜日の午後におこなわない」という規定も、動員体制下では、「緊急かつ延期しえないばあい」により侵食されえないわけではなく、1916年3月 FIAT が土曜日の午後どころか、日曜日の労働を義務したことはすでにⅢでみたところである。

1911年の協定では、「紛争はまず内部委員会が交渉し、ついで FIOM のトリノ支部中央委員会へひきつがれる」とし、内部委員会をみとめていたのに、1913年の協定では内部委員会という言葉が姿を消し、労使、議長で構成する仲裁委員会の設置がきめられたことはすでにのべたことであるが<sup>(47)</sup>、今回の修正協定は1913年の方式をひきついでいる<sup>(48)</sup>。ただ労使それぞれの人数が10名から3名に縮減された。

「第11条第2項、合意がえられない時には、決定は7名から成る仲裁委員会に付託される。労使双方からそれぞれ3名、双方の合意による議長が仲裁委員会を構成する。議長について双方の合意がえられない時は、トリノの裁判所の長がこれをつとめる。」

### FIAT における労使関係についての考察(3)

なお出征中の労働者家族の補助金として配分するよう FIOM に自動車工場協会から 1,000 リラを振りむけることも確認された。

「戦争の継続中、自動車工場協会は、軍役にとられた金属労働者の家族の補助金にむけられる週 1,000 リラを FIOM に振りむける。

この金額の移譲は、自動車工場協会事務局の監視下におかれる。」

賃金の引上げは、見習工をのぞいて 1 時間 45 チェンテージモまでをえている男女の賃金を 5 チェンテージモ、45 チェンテージモをこえる賃金を 4 チェンテージモ、見習工（18 歳未満の労働者）の賃金を 4 チェンテージモ引上げるとしており、引上率は 10% 前後である。なお、不熟練工の最低賃金を 1 時間 34 チェンテージモ、工作機械についており試用期間 3 カ月をすぎている不熟練工 38 チェンテージモ、見習工と婦人 20 チェンテージモとしている<sup>(49)</sup>。

FIOM が自動車工場協会とのあいだで達した合意については、これに反対する部分がつねにあり、とくに 1911 年には大混乱におちいったことはすでにのべたが、「1 名の不満の声もなしに終了したのは初めてである。」<sup>(50)</sup>

いま考察した修正協定の有効期間は 1918 年 12 月 31 日までとされており、産業動員体制下における自動車産業部門の協定改訂は 1918 年前半中にもう一度おこなわれた。Metallurgico によると「交渉は長く、困難をきわめた」<sup>(51)</sup> が結論に到達した。

「時間賃金を 10 チェンテージモ引上げ、うち 1 チェンテージモを失業金庫にくみいれる」という要求にたいして、7 チェンテージモの引上げと、1 チェンテージモアの失業金庫<sup>(52)</sup> への払いこみが回答された。

出来高価格改善という要求にたいする合意は、武器・調達省の定めにしたがい、生産制度として定着している出来高の価格は変更しえないことを前提とし、この定めを最大限維持しながらも、出来高価格がさいきんの 6 ヶ月にそれぞれの部門の平均利潤よりめだって小さな、または大きな利潤をあたえ、このより小さい、またはより大きな利潤がたまたま技術上の、もしくは労働者の収入の計算の誤りに帰因しているような特別の場合、双方は、一方または他方の要求にとづいて、

FIAT における労使関係についての考察(3)

この価格の修正に同意できるとした。

なお、この1918年の修正協定では、1913年、1916年の協定にみられなかった労働者だけで構成する委員会がみとめられている。戦争が長びき、労働者の不満がつよまり、動員体制のたががゆるんでいることを示唆する。

「論議にもちこまれうるそれぞれのケースは、関係部門の労働者委員会 (Commissione Operaia) と工場長によって解決される。合意がえられないとき、問題はふたつの組織の任命する委員会が解決する。」<sup>(53)</sup>

注

- (1) P. Spriano, "Storia di Torino operaia e socialista" 1958, Einaudi, p. 285.
- (2) Ibid., p. 298
- (3) Ibid., p. 299.
- (4) "I cinquant'anni della FIAT", 1950, p. 201.
- (5) P. Spriano, 前掲 (1), p. 340.
- (6) Ibid., p. 344.
- (7) M. Abrate, "La Lotta Sindacale nella Industrializzazione in Italia 1906-1926", 1968. franco angeli, p. 163.
- (8) P. Spriano, 前掲 (1), p. 346.
- (9) M. Abrate, 前掲 (7), p. 160.
- (10) Ibid., p. 160.
- (11) Ibid., p. 161.
- (12) Il Metallurgico, 1915, 9, 2. p. 1.
- (13) Il Metallurgico, 1915, 6, 26, p. 4.
- (14) V. Castronovo, "Agnelli", 1971, UTET, p. 103.
- (15) Ibid., p. 103.
- (16) M. Abrate, 前掲 (7), p. 162.
- (17) P. Spriano, 前掲 (1), p. 320.
- (18) Il Metallurgio, 1916, 7, 18, p. 3.
- (19) Il Metallurgio, 1915, 12, pp. 1~2.
- (20) Il Metallurgico, 1916, 8, 26, p. 1.
- (21) Il Metallurgico, 1915, 12, 6, p. 1.
- (22) P. Spriano, 前掲 (1), p. 347.
- (23) Il Metallurgico, 1916, 7, 18, p. 3.



FIAT (3)における労使関係についての考察

- (24) Il Metallurgio, 1916, 11, 16, p. 2.
- (25) Il Metallurgio, 1916, 7, 18, p. 3.
- (26) Il Metallurgico, 1916, 11, 16, p. 2.
- (27) P. Spriano, 前掲 (1), p. 346.
- (28) Il Metallurgico, 1915, 9, 2, p. 4.
- (29) V. Castronovo, 前掲 (14), p. 105.
- (30) Ibid., p. 107.
- (31) Ibid. p. 106.
- (32) Ibid., p. 106.
- (33) Il Metallurgico, 1916, 7, 18, p. 3.
- (34) Il Metallurgico, 1915, 12, 6, p. 2.
- (35) Il Metallurgico, 1916, 7, 18, p. 3.
- (36) Il Metallurgico, 1916, 7, 18, p. 3.
- (37) Il Metallurgico, 1916, 8, 26, p. 1.
- (38) Il Metallurgico, 1915, 9, 2, p. 3.
- (39) Il Metallurgico, 1915, 9, 2, p. 3.
- (40) Il Metallurgico, 1915, 12, 6, p. 2.
- (41) P. Spriano, 前掲 (1), pp. 346~347.
- (42) Il Metallurgico, 1916, 11, 16, pp. 2~3.
- (43) この他に、戦時下で急速に比重を増した婦人労働者の問題、予備工場において多発するために州動員委員会でさばききれない個別的性格の紛争のとりあつかい、動員委員会の下にない工業・商業企業に雇用される労働者と企業のあいだの労働協定をめぐる集団的性格の紛争のとりあつかい等が問題とされている。
- (44) Il Metallurgico, 1915, 10, 16, p. 2.
- (45) Il Metallurgico, 1915, 10, 16, p. 2.
- (46) Il Metallurgico 1916, 1~2, p. 5.
- (47) 中央学院大学論叢第16巻第1号, 「FIAT における労使関係についての考察(2)」 pp. 37, 45.
- (48) FIOM と自動車工場協会のあいだの協定で、労働者の常設的な工場内部組織がみとめられなかったことは、工場内に労働者組織が存在しなかったことを意味するものではない。各工場ごとの力関係に応じて、名称もさまざまな労働者組織が存在していたとみたほうがよさそうである。1918年4月の Il Metallurgico によると、中央産業動員委員会の最新決定は、工場内の労働者組織にこう言及している。「中央産業動員委員会は産業動員にかんする規則の第6条になんらかの修正をくわえる

### FIAT における労使関係についての考察(3)

場合でないと考え、経済的改善をくわえようと意図して要求を提出するさいにとるべき手続きは以下のとおりだと考える。労働者は要望を表明しようと考えたばあいには、いつでもまず、労働者の内部委員会が存在するところでは同委員会をとおして、または自己の代表をとおして企業家に直接、書面で提出しなければならない。そして工場の他の労働者従業員はこの内部委員会に合体してもよい。企業主との合意がえられないか、企業主が交渉を拒否したときにのみ、労働者は州委員会におもむき、自己の要求を提出する権利をもつ。」

- (49) 修正内容についてはいずれも *Il Metallurgico*, 1916, 1~2, p. 5.
- (50) *Il Metallurgico*, 1916, 1~2, p. 5.
- (51) *Il Metallurgico*, 1918, 6. p. 2.
- (52) 規律違反による罰金の積立てを FIOM の失業金庫にふりむけるのか否かは、すでに「FIOM における労使関係についての考察(2)」でみたように、1906年、1908年の工場内部規則をめぐる争点のひとつであり、この時点では FIOM 側の主張がとおったが、1911年の交渉でも継続確認され、1913年の合意にはふくまれず、1916年の協定でも同様であった。

今回合意された規定は以下のとおりである。

「労働者のために設立される失業金庫は以下の規則による。

第1条、トリノの機械・金属産業の労働者のための失業金庫が設立される。その目的は戦争直後の時期における失業労働者への手当を保証することである。

第2条、上記金庫の基金は、各労働者1チェンテージモの掛金から構成され、現在のところ各会社が、金庫に加盟する従業員の合意をえてそれぞれの労働者の週賃金から控除する。

第3条、金庫は、自動車工場協会3、FIOM トリノ支部の選ぶ者3、の6名のメンバーから成る委員会がきわめて広範な権限をもって管理する。

第4条、加盟企業で連続して少なくとも3カ月間働らき、同企業により仕事不足のために解雇される労働者は手当をえる権利をもつ。

第5条、権利を有する者につきの額の手当が支払われる。

1年をこえない期間、会社で働いた労働者に、さいしょの6週間、1日1リラ

1年をこえて会社で働いた労働者に1日2.50リラ

労働者が結婚したとき、手当は1日0.50リラ、12歳以下のこども1人ごとに0.50リラ増額される。

ただし手当は1日2.50リラまたは3リラをこえない。

少なくとも1年間金庫に加盟している労働者には、労働者の勤続年数と無関係に定められた最高の手当があたえられる。

### FIAT における労使関係についての考察(3)

7 週めと 8 週めについては、手当は 1 日 2 リラ、2.50 リラをこえることができない。

8 週間ののち労働者の手当への権利は終了する。

第 6 条、以下の場合は手当への権利をただちに失う。

④ 失業が終った労働者

⑤ 金庫が定める日、時間に、失業状態であることを証明するための形式をみとすために出頭しない労働者。

⑥ 金庫の指示する方式で就業することをうけられない労働者

第 7 条、略

第 8 条、より容易に就業することができる他の場所へおもむくための旅費を、補助金の全面的なまたは部分的な代替として権利をもつ者に与えるかどうかをきめるのは、金庫の管理者の権限である。

第 9 条、金庫の資金が第 5 条に定める額の手当を支払うのに不十分なばあい、管理者の決定によって手当は比例して減額される。

第 10 条、委員会は、補助金支払業務、第 6 条のコントロール等、FIOM トリノ支部に委ねられた現行の規約の施行に必要な規定を定める権限をもち、金庫の資金を予託する機関を定める。」(Il Metallurgico, 1918, 6, p. 2.)

(53) 修正内容はいずれも Il Metallurgico 1918, 6, p. 2. による。